

分担研究報告書

市区町村における体制整備ならびに障害児支援事業の取組みについて

研究代表者 橋本 創一 東京学芸大学 教授

研究要旨

本研究は、市区町村等における多領域・多職種によるライフステージを通じて切れ目のない支援体制を構築するためのスタートアップマニュアルの作成に向け、全国の様々な地域の取組みを情報収集・整理することである。研究1では、全国の知的障害・発達障害児の支援に係る福祉・教育・医療者ならびに都道府県・市区町村の行政担当者とオンライン研究会を9回開催、さらにテーマ別のヒアリング調査を実施した。市区町村・都道府県等において、①知的障害・発達障害児支援事業の現状と課題、②福祉・教育・医療の連携における現状と課題、③支援体制の基盤整備の進捗と課題、④知的障害・発達障害児の事例から見える地域で必要とされる支援体制等の意見交換が行った。QOLを重視した支援体制構築に向け、①診断の有無にかかわらず困り感ベースで早期からの支援につなぐ入口の一本化、②乳幼児から成人までの各移行期で情報と支援内容が必ず引き継がれる標準的フローの確立、③サービス量ではなく「本人と家族の暮らしやすさ」を測ることで福祉・教育・医療の合理的配慮の中身を見直す、④強度行動障害や医療的ケアなど重いニーズへの緊急時の受け皿の整備、⑤本人だけでなく家族全体のQOL向上に向けての具体策を障害福祉計画等に盛り込むことが欠かせない。研究2では、本研究事業全体の進捗状況についての報告動画を作成し、オンデマンド形式で全国の市区町村等の体制整備に係る人たちの意見を募集した。調査結果の結論に対する同意と同時に、①制度と地域の支援体制の矛盾や形骸化、②利用ニーズの可能性と限界、③直接支援や相談調整の未熟さの3つの視点から具体的な指摘が得られた。次年度のスタートアップマニュアル作成に向け、①Q-SACCSに準じた整理、②ライフステージごとにQOLの低下を予防する視点の整理を行う予定である。

研究協力者（氏名・所属機関）

縄岡 好晴 明星大学人文学部

志賀 利一 独立行政法人国立重度知的
障害者総合施設のぞみの園

A. 研究目的

宇山 秀一 国立障害者リハビリテーシ
ョンセンター発達障害情報・
支援センター

本研究の目的は、より多くの知的障害・発達障害児のQOLを低下させることなく成長するために、市区町村等における多領域・多職種によるライフステージを通じて切れ目のない支援体制を構築するためのスタートアップマニュアルを作成に向け、地域の実

河合 高鋭 鶴見大学短期大学部

米澤 巧美 藤沢市発達相談支援センタ
ー にじのわ

情に即した効果的な実践ないしベストプラクティスと考えられる取組み、さらに今後改善すべ課題として問題意識をもっているポイント等について、全国の様々な地域から可能な限り情報収集し、整理・考察することである。

B. 研究方法

研究1：地域における取組みの調査

全国の都道府県、市区町村、教育委員会、障害児支援・相談支援機関等において、知的障害・発達障害児が乳幼児期から成人に至るまでのライフステージごとにどのような課題があると認識しており、実際に取組みが行われているか、オンライン会議形式による定期的に研究会を開催し、テーマ別に意見交換を行った。この研究会の参加者は、本研究の研究代表者・分担研究者・研究協力者、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「発達障害児とその家族のQOLを維持する市区町村の支援体制に関する調査研究」の事例報告会参加者、発達障害情報・支援センターの一斉メーリングリストにおける広報、さらに各参加者の紹介をつないでいくスノーボールサンプリング法で募った。研究会の案内は99人に送付しており、9回の報告会の延べ参加者数は255人（平均28.3人）であった（参加者数は、オンライン会議の参加カウント数であり、実際はひとつのアカウントで複数参加の事例が毎回複数存在する）。各報告会で話し合われたテーマを表1にまとめる。

表1. オンライン会議形式研究会の概要

第1回：6月26日（木）19:00-21:00
参加38人 （議題1）制度の変遷と発達障害者支援法の進化 （議題2）支援ニーズ急増と社会状況の変化 （議題3）家族の就業継続と家族支援 （議題4）ライフステージ別の支援課題
第2回：7月24日（木）19:00-21:00
参加者27人 （議題1）報告：クルールとちぎ（栃木市）事業内容と地域の連携について （議題2）インクルーシブ教育の理念と現場の制限
第3回：8月28日（木）19:00-21:00
参加者26人 （議題1）報告：豊中市における障害児支援計画と基本的方向性 （議題2）報告：民間委託による専門的プログラムの実践 （議題3）報告：ICFシステムを活用した合理的配慮提供とQOLの指標 （議題4）インクルージョン加速とアウトリーチならびに相談機能の充実
第4回：9月25日（木）19:00-21:00
参加者28人 （議題1）報告：大阪市の専門療育事業 （議題2）報告：じらふ長居の専門療育事業の実際 （議題3）専門療育ニーズの減少とアクセシビリティの確保
第5回：10月23日（木）19:00-21:00
参加者26人 （議題1）報告：結色プロジェクト（別府市）の理念と事業内容 （議題2）ライフステージ別成長プロセスモデル
第6回：11月27日（木）19:00-21:00
参加者27人 （議題1）報告：支援現場から見える教育現場の構造上の課題／半田市、栃木市、大阪市の具体的な事例の支援経過から （議題2）我が国の自閉症支援の歴史的変遷と療育・教育等の変貌
第7回：12月25日（木）19:00-21:00
参加者21人 （議題1）報告：強度行動障害の予防的支援の現状（北九州市、鳥取県、横浜市） （議題2）家族のレスパイトから伴走型パートナーシップへ

第8回：1月22日（木）19:00-21:00
参加者29人 （議題1）報告：ペアレントメンター事業運営の実際（ペアレントメンターまつやま） （議題2）報告：県が整備したペアレントメンター事業の実際（高知機縁発達障害者支援センター） （議題3）報告：地域支援マネジャーによる家族支援の実際（宮城県仙南圏域） （議題4）相談の断絶・支援の空白期間と保護者支援
第9回：2月26日（木）19:00-21:00
参加者33人 （議題1）報告：教育委員会が運営する早期支援教育センターの実際（まんのう町） （議題2）報告：自立支援協議会におけるトライアングル 連携（安芸高田市） （議題3）小規模自治体の強みを活かしたネットワーク作り

オンライン会議形式の報告会の議論に付随し、2回の対面によるヒアリング調査を実施した（表2参照）。

表2．対面によるヒアリング調査の概要

第1回：10月22日（水）13:30-15:30
場所：青山学院大学 聞き取り：志賀利一 対応：古荘純一（青山学院大学教授）、芳野友紀（日本発達障害連盟） ヒアリング内容：境界知能児の診療と現状の課題、診断と発達障害児支援施策の整合性について他
第2回：3月2日（月）9:00-13:00
場所：一般社団法人ゆこり（児童発達支援・放課後等デイサービス等3事業所運営） 聞き取り：志賀利一 対応：児童発達支援管理責任者2人（看護師・理学療法士）、看護師主任1人 見学・ヒアリング内容：児童発達支援における親子通園・単独通園の実際、重度知的障害児・重症心身障害児・医療的ケア児の支援プログラム、熊本市・県における重度障害児支援の体制他

研究2：オンデマンド配信と意見収集

令和7年度研究成果（途中経過）を研究班別の報告会ならびに他班からの質疑応答を

録画、各動画20分程度に編集し、オンライン会議形式研究会の案内を送付している99人ならびに全国の発達障害者支援センターにオンデマンド配信を行った。それぞれの動画について、「研究内容への関心度（多肢選択）」「各地域の支援体制整備における有用性（多肢選択）」「研究成果にとって有用なポイント（自由記載）」「地域における支援体制整備の課題（自由記載）」「地域における支援体制整備を推進するためにさらに必要とする内容（自由記載）」のアンケート調査を行った。

研究報告会の概要は表3のとおりである。

表3．研究報告会の概要

研究報告会（動画のオンデマンド配信）
録画日時 2027年1月5日（日） オンデマンド配信 2026年3月9日～4月12日 （プログラム）
報告1 ：研究の方向性と全国の取り組み事例の収集（橋本班：志賀利一報告） 報告2 ：相談支援調査研究（橋本班：中澤若菜報告） 報告3 ：ICFシステムによる強みと合理的配慮の把握に基づくQOL評価と支援について（安達班：安達潤報告） 報告4 ：支援体制構築と課題：実態調査および事業の効果検証をもとに考える（新澤班：新澤伸子報告） 報告5 ：自閉症スペクトラム症の幸福学に関する基礎的研究（内山班：鈴木さとみ・内山登紀夫報告） 報告6 ：発達障害児とその家族への地域支援体制に関する研究（本田班：本田秀夫報告）
動画視聴者：6つの報告合計230件 アンケート回答数：合計49件

（倫理面への配慮）

東京学芸大学研究倫理委員会の倫理規定を遵守し、事前に文書でプライバシーの保護等について説明した。本調査においては、個人情報の取得を行わず、対象者の意見のみを聴取し、研究会、ヒアリング調査に協力

することで、本研究への参加に同意を得たものとみなした。

C. 研究結果

研究1：地域における取組みの調査

オンライン会議形式による9回の研究会の概要は以下の通りである。

(第1回研究会)

第1回研究会は、前年度の経過を含め、知的障害・発達障害児支援の現状と課題を共有した。主な論点は、①幼稚園・保育園等に「特別支援学級に類似した場」や別室など小さな安心できる空間をつくる必要性の有無、②児童発達支援センターは通園と中核機能の両方を求められる一方で人員不足・役割過多となっている、③診断未済も含め発達の気になる子や青年期相談の増加、保護者の就労継続と療育ニーズの両立、強度行動障害対応などニーズの高度化、④放課後等デイサービスの急増と質保証・アセスメント力、人材確保の難しさ、報酬改定による営業時間短縮と長期休暇の預け先不足、⑤教育と福祉・医療の「つなぎ」の弱さ、不登校・居場所確保の不十分さ、インクルーシブ教育と合理的配慮のギャップ、⑥診断前からの支援、ペアレントトレーニング、きょうだい児や家族全体のQOL視点の重要性であった。Q-SACCS等の地域診断ツールや地域支援マネジャーを活用しつつ、規模の小さな自治体も含め、誰がコーディネート役を担い、多様化する課題にどう応えるかが今後の共通テーマとして整理された。

(第2回研究会)

第2回研究会は、栃木市の民間事業所「クルールとちぎ」による事例報告を中心に、地域の発達障害児支援体制の現状と課題を整

理した。栃木市は2010年移行に1市5町が合併しており、それ以前に定着していた市の「福祉トータルサポートセンター」の巡回相談等が縮小となり、地域の発達障害児支援の在り方が大きく変わった。クルールとちぎは、2020年設立の事業発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問を行っている。事業方針として、ライフスキルトレーニング重視・地域協力者づくり・就学時の丁寧な引継ぎ・勉強会や兄弟会の運営などで地域の底上げを図っている。一方、①早期発見から療育につなぐ公的機能の弱さ、②放課後等デイ利用の目的不明確化、③インクルーシブ教育と合理的配慮の不一致、④中高生・卒業後の居場所・就労準備、⑤児童発達支援センターの機能不明瞭さ、⑥こども部会等を通じた市施策への提言ルート欠如が主要課題として示された。

参加者からは、児童発達支援センター未設置圏域でQ-SACCSを用いた体制設計、豊中市における入口支援・早期親支援と強度行動障害児への対応の難しさ、相談窓口の乱立と縦割り、教育・福祉連携や強度行動障害支援人材の不足、青年期相談の増加などの意見が出された。

(第3回研究会)

第3回研究会は、大阪府豊中市立児童発達支援センターによる支援体制と課題が報告された。市立センターは、旧市立2施設を統合し、診療所を併設した市直営の相談機能と、社会福祉法人への委託による通所部門（親子通所・単独通所・小集団教室・高校生支援など）から構成され、早期からの「入口支援」、ペアレントプログラムや巡回訪問、事業所へのコンサルテーションを通じて、市内の発達支援のハブとして機能が求めら

れている。年間 600～900 人の新規相談、実数約 2,700 人を支援し、家族の気づき・理解を重視した伴走型支援を基本とする一方、①高学齢期の強度行動障害児、医療的ケア児の受け皿不足とコーディネート負担、②両親就労で親子通所につながりにくい、③通園終了後のフォローや学齢後期の不登校・在宅化への対応、④専門の人材育成が大きな課題である。また、通所部門からは、大阪府の専門療育事業を継承したプログラムと保護者協働の方針、高校生プログラム「hoop」の試行、早期健診・就学相談・通級との連携などが紹介された。

質疑では 5 歳児健診後のフォロー、教育委員会との情報共有、ペアレントメンター事業継続の工夫、支援体制整備のアウトカム（不登校予防等）の捉え方が議論された。

（第 4 回研究会）

第 4 回研究会は、大阪市で展開される専門療育について、「じらふ長居」の実践報告を中心に議論した。事業の対象は、大阪市在住で 3 歳～小 3 の発達障害児、原則親子通所で 1 回 1 時間、実施期間は 1 年（子どもの療育 20 回、保護者研修 8～10 回）である。上半期は個別、下半期は小集団での支援を行う。認知言語促進（NC）や CLM 等のプログラム、PECS、視覚支援、環境調整、活動を「その気にさせる」工夫など多様な手法を導入している。独自の発達記録チャートと既存アセスメントを連動させ、4 月・10 月・3 月に評価を行い家族と共有することで家庭での実践につなげている。職員は常勤 2 名の他パート・学生・ボランティアで運営し、LINE 公式アカウントで予約・情報共有・研修配信・園校との連携支援を行う。家族支援では ABC 分析等の行動記録、訪問支援、

動画による介入前後比較、保護者交流（父「おやじの会」含む）や卒業後支援（じらふくらぶ等）も実施している。

家族からの評価は、「日常生活に役立った」「特性理解が深まった」との肯定的回答が得られる一方で、1 年後アンケートの回収率が低く（約 44%）や、専門療育修了後の継続支援ニーズ、学校との連携困難、事業所間・地域間でのプログラム差、職員研修費用負担などが課題としてあがっている。質疑・意見交換では、父親参加の方法、保護者負担の軽減（親子通所条件の柔軟化）、外部事業所との連携強化、成果評価（アウトカム評価）の必要性、専門職育成と研修体系の整備、5 歳児健診やこども家庭センターなど行政組織再編に伴う窓口・連携の混乱への対応など幅広い制度的課題が議論された。全体として、質の高い専門療育モデルの普及と、家族負担や地域間格差を考慮した運用改善、連携・評価体制の構築が今後の重要課題とされた。

（第 5 回研究会）

第 5 回研究会は、大分県別府市の一般社団法人結色の実践報告を中心に、思春期（約 10～18 歳）の支援の在り方を検討した。結色では、制度の狭間にいる子どもや家庭に対する地域密着型の包括的支援モデルを目指し、2019 年設立した新しい組織である。①地域イベント（毎月のマルシェ）で住民との接点を作り、福祉への抵抗感を減らすとともに信頼基盤を構築、②インクルーシブ学童「ゆめのば」では食事・入浴・送迎など生活支援を提供、③柔軟な料金設定や子ども主体の活動（夢実現企画）で自律性を育成している。未就学児には言語聴覚士等と連携した発達支援を行い、視覚支援ツールや

睡眠改善研究（「命ガラス」等）にも取り組む。来年度には保育園・児童発達支援センター併設の複合施設を開設予定で、就学前～学童期の切れ目ない支援を強化する。

質疑応答では、自己決定と責任の教え方、保護者支援の継続、学童の運営と人材不足、学校への移行期支援の重要性についての意見が出された。行政連携は「まず実績を示し信頼を得る」姿勢で進める方針が示された。地域を巻き込む多面的な伴走支援と地域全体を支える支援者育成が、思春期の多様なニーズに応える有効なモデルとして考えられる。

（第6回研究会）

第6回は、参加者からケースの支援事例から思春期における支援の課題について参加者で検討を行った。大阪市の事例：通常学級在籍で個別支援が不十分な小5女児の事例を提示し、教員不足と学校・保護者の認識ギャップ、通知運用のズレが報告された。栃木県の事例：ASDの小5男児で、家庭内でのかんしゃくや暴力等が大きくなった事例を取り上げた。母親は勉強面の遅れに対する指摘が厳しく、本人は地域のスポーツクラブの継続的参加を望んでいるが、放課後等デイサービスに週5日通わされている。次第に家庭内での暴言・暴力が増え、家庭の支援を検討している（学校では学習面以外の問題なし）。鳥取県の事例：乳幼児期から睡眠障害があり強度行動障害の状態増の中学生男子に対して、地域連携支援チームが結成され支援を行っている。相談支援専門員を中心に、家族、事業所、学校、支援センターが連携した支援チームを結成し、3ヶ月ごとのモニタリング会議を開催し、具体的な問題行動の改善に取り組んできた。強度行

動障害のある子どもを受け入れる、家族のレスパイトのための短期入所が少なく、地域の資源には課題が多い。愛知県の事例：中度知的障害があるASDで、複雑な家庭環境で「見捨てられ不安」が強い中学3年生の事例。児童相談所、相談支援機関等で「本人の希望」への対応が異なる、中学卒業後の18歳までの障害福祉サービス利用の現実的な難しさ等、児童相談所、市子育て・障害福祉担当、学校・スクールソーシャルワーカー等との連携の難しさで相談支援専門員に負担がかかっている。

質疑応答では、①制度と現場のギャップ：インクルーシブ教育が推奨されても教員不足や障害特性への関心の低さなど個別のニーズに応えきれない、②福祉と教育の連携：学校と放課後等デイサービスや相談支援との連携は十分とは言えず、特に通常の学級に在籍する発達障害の特性のある子どもの支援で顕著になる、③家族と支援者の協働：複雑な家庭環境や保護者の障害等により、保護者支援・緊急対応・頻回な見守りが求められる、④15歳以降の支援：被虐待や養護性の高い家庭等について義務教育までは緊急一時保護等の対応を行うが、15歳時点の進路で障害福祉サービスを選択することがあり、子どもの意思の確認が不十分さ等について議論された。

（第7回研究会）

第7回も、参加者からケースの支援事例から、特に強度行動障害の支援の課題について参加者で検討を行った。家族からの報告事例：現在30歳代中頃の事例について幼児期からの経過が報告された。家族と療育・学校との連携、合宿・余暇活動・ガイドヘルパー活用など地域ボランティアの協力が功

を奏した児童期の経緯が報告されたが、成人になり通所施設での不応による行動障害が増加し、完全在宅生活が続き、家族の無力感を実感した。最近、強度行動障害支援チームによる短期入所、生活介護とヘルパー利用の生活が可能になっている。北九州市の事例：最重度知的障害・重度 ASD による強度行動障害が長期化すると家族介護負担が深刻化し、キーパーソン依存や緊急受け入れ先不足が顕在化する事例が報告された。また、鳥取県の調査結果では、強度行動障害の発現が軽度～中度知的障害層にも見られことが報告された。

議論では、①幼少期に障害特性に配慮した環境調整を行うだけでは不十分で思春期以降の継続支援が必須、②短期入所や緊急受け入れなどの受け皿不足、③家族の孤立防止とレスパイト、④教育・福祉・医療・地域の多職種連携強化、⑤学校・児童相談所と成人期の障害福祉の制度の谷間への対応が主要課題と整理された。

(第8回研究会)

第8回は、国の発達障害者支援施策を中心に3地域から実践事例の報告を行った。

ペアレントメンターまつやま：松山市のペアレントメンターの活動（Café 相談・個別相談・コーディネーター対応）の参加者は主に通常学級在籍の保護者が多く（小学校46%）、約66%が福祉サービス未利用である。保護者の主訴は「発達理解・養育法」「保護者の孤立・不安」「診断後のフォロー不足」「学校へ行きづらい子の居場所と学習支援」であり、Café は行政と顔の見える連携を図る場で、記録・報告を自治体へ還流している。今後は社会資源の整理（Q-SACCS 活用）や企業連携を含む体制整備を進める予定。

宮城県仙南圏の地域支援マネジャー：県の発達障害者への三層支援体制を説明した後、ペアレントプログラムとペアレントトレーニングの利点・限界を整理し、保護者支援で重視する姿勢（「我が子理解」を基盤に具体的支援案を共考すること）や氷山モデル・心のコップ・「わかる・できる」の保証といった概念説明する。地域支援マネジャーによる身近な支援者への間接支援や関係者間で PDCA を回すことで連携促進している。特に、幼児期においては、「我が子理解」があることで子どもと親との関係が再構築されている支援が必要とされている。

高知県のペアレントメーター事業：高知県発達障害者支援センターで共通する課題として、①診断後フォローの脆弱性、②通常学級に在籍する支援ニーズの見落とし、③保護者の孤立、④学び・余暇の場や居場所の不足、⑤行政・学校・福祉の縦割りによる「たらい回し」が存在することを理解し事業を展開している。発達特性のある子を持つ保護者を対象に県が実施主体となり、有償の「傾聴」型のペアレントメンター事業を行っている。現行活動者は9名（登録は更新制・原則2年）、養成講座は2日間でロールプレイ中心、現任者も定期受講している。運営は発達障害者支援センターと障害福祉課が連携し、個別相談（原則1時間・報告書提出・必要時は専門機関へ連携）、年3回の座談「おはなし会」、地域への出向相談、強度行動障害研修での家族講義、福祉イベントの相談ブース登壇、啓発活動等を実施する。広報は行政と分担して行い、課題は登録者の世代交代や人数確保、過疎対策・行政との役割分担といった体制整備である。

(第9回研究会)

第9回は、比較的小規模な自治体の支援体制について報告を受けた。

香川県まんのう町：教育委員会内に設置された早期支援教育センター「たむ」が、地域の支援ネットワークのハブの役割を担っている。静かな環境で保護者にとって相談しやすい場として、旧幼稚園舎を活用し、3人の専門職でたむは事業を行っている。様々な障害のある子とその家族だけでなく、診断未満の特性のある乳幼児や特定の領域での学習困難さを抱えている児童も対象である。たむの特徴は、①こども園・学校等に何度も訪問：「いつでも、どこでも、だれでも」を掲げ、要請があればこども園や学校等に何度でも訪問する。訪問により教師等が自身の対応を客観視し、具体的な手立て（ハウツー）を得ることで、孤立を防ぎ自信を持って指導に当たれることを目指す。②育てにくさに寄り添う：診断未満の相談の場合は特に重要である。可能なら数年単位で相談を継続し伴奏する。障害の偏見や心理的ハードルの解消を目指す。③ワンストップの引継ぎ体制：園から小学校への「引継ぎシート」を活用し、入学後も継続的に巡回訪問を行うことで環境変化の不適応を予防する。また、市保健師との連携で、5歳児相談から5歳児検診へ移行予定であり、予防的機能のさらなる強化を目指している。

広島県安芸高田市：自立支援協議会障害児部会では23人の多職種により、「資源の最大限活用」を掲げ地域の体制整備を検討している。トライアングルプロジェクトとしえ個別支援計画の共有化に取り組んでおり、単なる「紙の共有」ではなく、共有プロセスを通じて関係者が同じ視点をもつインターフェースとして位置づけている。交流

会では、架空事例を元に「自分たちの立場で何ができるか」を語り合い、いざという時に即座につながる顔の見える関係性を育成している。また、持続可能性を担保するため合意形成を重視しており、①実務的デザイン：情報共有は法的・倫理的ハードルもあり「口頭で伝える」内容も含めた同意書の検討、②ボトムアップ：現場が本当に必要とする仕組みを丁寧に構築する、③パートナーとしての家族会：家族会は支援対象ではなく、体制づくりのパートナーとして位置づける。

なお、「境界知能児の診療と現状の課題」「児童発達支援における親子通園にける、重症心身障害児・医療的ケア児の支援プログラムと看護師・理学療法士の専門性について」ヒアリングを行っており、その内容は随時オンライン会議形式研究会で報告し（令和8年2月のヒアリングは令和9年度研究会で報告する予定）、議論を行っている。

研究2：オンデマンド配信と意見収集

オンデマンド配信における6件の報告ならびに各動画へのアンケートならびに視聴者からの意見は下記の通りである。

報告1：研究の方向性と全国の取り組み事例の収集（橋本班：志賀利一報告）

住民に最も近い行政単位である市区町村は、知的障害・発達障害児に対してライフステージを通した多領域・多職種連携をマネジメントする役割が求められており、①対象児の急増に応じた地域資源の傾斜配分、②発達支援の守備範囲の拡大（家族支援、不登校対応等）、③教育と福祉の連携強化、④成人期への移行（市区町村の管轄を超える）といった課題が存在する。栃木市・豊中市・大阪市・別府市などの実践（児発・放デイ、

小規模事業所、専門療育、インクルーシブ学童等）を通じて、①早期発見とアセスメント、②こども家庭センター・児童発達支援センター等の役割分担と連携、③強度行動障害や医療的ケア児への受け皿不足、④家族支援・保護者の就業との両立、⑤インクルーシブ教育と合理的配慮のギャップなどの課題を明らかにしている。さらに、個別事例の検討から、制度と現場のずれや地域資源の不足が示唆された。

オンデマンド配信視聴者からの意見として、①児童発達支援センター設置率が全国で45%に留まる現状で体制整備が可能か、②専門職の不足による「専門性の継承の危機」、③保護者の要望が子どもの「ニーズ」に優先して支給決定がなされている現状の危惧、④地域支援体制整備に初期の「入口の混乱」と地域の「ハブ機能」の脆弱性が指摘された。

報告2 相談支援調査研究（橋本班：中澤若菜報告）

知的障害・発達障害児と家族のQOL維持に向けた「相談支援」の在り方について、ヒアリング調査を行っている。ライフステージに応じた連携、児童発達支援センターの中核機能、相談支援の役割を主題とし、「こどものことを大人だけで決めていないか」「こども本人の意向をどう汲むか」を中心課題に据え調査を行っている。予備調査では、児童発達支援センターが地域のハブとして十分機能していないこと、相談支援では児童本人の意思把握が難しく支援計画が保護者主導になりがちなこと、医療・福祉・教育間の連家や調整役の不在・属人的な関係依存、既存の資源マップ等のツールが静的で実践に結びつきにくいことなどが明らか

になった。今後、相談支援職員と、通所支援を利用した当事者へのインタビューを通じて、子ども期の経験が成人期の生活満足度・QOLにどうつながるかを検証し、実効性ある相談支援体制モデルの構築を目指す。

オンデマンド配信視聴者からの意見として、①相談件数の激増により専門性のある人材確保や丁寧な支援が困難になっている、②ハブ機能の重要性は同意する、しかし現実には担当者の属人化や資源マップの形骸化が障壁になっている、③移行に際して「つながりばなし」の弊害が大きく、制度的な役割の曖昧さもある等が指摘されている。

報告3：ICFシステムによる強みと合理的配慮の把握に基づくQOL評価と支援について（安達班：安達潤報告）

ICFシステムを用いて発達障害（主に成人ASD当事者）の強みと合理的配慮・環境調整を可視化し、QOLとの関係性を評価した調査の途中経過である。ICF-QOL質問票（活動・参加30項目と環境因子16項目）を用い、10～15歳時と現在を比較した結果、多くの項目で現在の方が困難は軽減しているものの、「買い物・家事」「グループでの会話」「日課の自己管理」など生活に直結する領域では依然40%以上が強い困難を抱えていた。ほぼ全項目で「合理的配慮があればQOL向上に役立つ」と回答され、早期からの配慮提供と多領域連携の必要性が示された。環境因子では、感覚刺激全般と「上の立場の人」が強い阻害要因であり、個別性に応じた感覚調整と学校・職場を含む対人環境への介入が重要とされた。一方、遊び・余暇、情報機器などはQOLを高める要因として評価された。WHOQOL26では一般よりやや低いが大差はなく、ICF-QOLの方が具体的な生活上の

困難と支援ニーズをよりよく反映している可能性が指摘されている。

オンデマンド配信視聴者からの意見として、①感覚特性（光・音・気温等）が QOL 低下の主要因であると再認識されたが、現場ではこれらの支援が「後回し」にされる傾向が強い、②教師や上司といった「上の立場の人」への環境調整の難しさ等が指摘された。

報告 4：支援体制構築と課題：実態調査および事業の効果検証をもとに考える（新澤班：新澤伸子報告）

発達障害児の早期療育および親支援プログラムが、当事者と家族の QOL に長期的にどのような影響を与えるかを調査した。大阪府内の発達支援拠点の専門療育修了者群と親の会所属の成人群を対象に、行動チェックリスト（ABCL/ASR）と WHOQOL26 等を用いて実態を把握した結果、両群間および一般人口との QOL 水準に大きな差は見られなかった。一方で、親の QOL は子どもの「不安・抑うつ」の高さと有意に負の関連があり、この症状への介入が家族 QOL 向上のひとつの鍵となると考えられる。自由記述からは、個別評価に基づく療育、特性理解と対応法の学び、親の不安を受け止める相談・ピアサポートが特に有効とされる一方、思春期以降の療育や相談支援、進路・就労準備、余暇・居場所、親のレスパイトと「親亡き後」支援などの不足が共通課題として挙げられた。今後は、早期療育を受けなかった群との比較やインタビュー調査を通じて、ライフステージを通した QOL 規定因と支援体制整備の方向性を明らかにする計画である。

オンデマンド配信視聴者からの意見として、「子の不安・抑うつ」が親の QOL を左右すると言った知見は大きな衝撃であり、子

の IQ や障害者手帳の等級以上に、本人のメンタルヘルスが親の QOL の強力な規定因子であることがデータで示された意義は大きいと指摘された。

報告 5：自閉症スペクトラム症の幸福学に関する基礎的研究（内山班：鈴木さとみ・内山登紀夫報告）

ASD の子どものウェルビーイングを「本人の主観的体験」に基づいて捉え、その影響要因を明らかにする基礎研究である。まず一般児童と母親 354 組を対象に、主観的幸福感尺度 PWI-SC 日本語版を作成・検証し、高い信頼性と妥当性を確認したうえで、オーストラリアの一般児童との比較も行った。次に、ASD 児と非 ASD 児それぞれ約 20 組を対象に、学校体験インタビューと質問紙を実施し、「学校への参加量」ではなく、感覚・時間・対人関係など特性に応じた環境調整がどれだけなされているかといった体験の質を左右する、活動参加が良好な QOL になるとは限らず「一人で静かに過ごす時間」が安心・回復の手段となる場合があることを示した。また、子ども自身の語りから「説明を短く」「書く量を減らす」「静かな場所がほしい」など、代理評価では見えにくい具体的な支援ニーズが明らかになった。活動量中心・保護者評価中心の枠組みを見直し、本人報告を重視する必要性が示された。

オンデマンド配信視聴者からの意見として、①「活動参加＝幸福」という旧来の価値観に対し、日本の子どもはオーストラリアのデータと比較して「対人関係・将来の安全・コミュニティ」の幸福感が相対的に低いことが浮き彫りとなった、②代理評価（親・支援者）と本人評価の乖離も明確に示された等と指摘された。

報告 6：発達障害児とその家族への地域支援体制に関する研究（本田班：本田秀夫報告）

過去の研究で、地域支援システムの構造評価ツール Q-SACCS やサービス機能評価 Q-PASS、幼児期・就労前の地域ケアパス案を整備してきた経過を整理しつつ、児童福祉法・こども基本法の変遷を「生命の質→生活の質→人生の質」への展開として位置づける。また、QOL 概念の整理や学齢期の支援サービス機能（生活領域支援、居場所支援、余暇支援、人とのつながり等）の構造を示し、現在の制度では QOL と関係の深い余暇・居場所支援が主に放課後等デイサービスに依存し、年齢が上がると利用が減る問題を指摘する。なかでも 16 歳以降の資源として期待される「地域活動支援センター」について、発達障害児者向けプログラムの全国的実態がほとんど把握されていないことから、今年度は全国約 1,100 カ所を対象に、発達障害の人向けの活動の有無や内容をアンケート調査し、QOL 維持・向上に資する支援の現状と課題を明らかにすることを目的としている。

オンデマンド配信視聴者からの意見として、①16 歳以降、放課後等デイサービスの利用が終了することで居場所が突如消失する現実が示されている、②地域活動支援センターの専門性不足も深刻であり、余暇支援が「法的な根拠」を欠いているために制度化されにくい現状がある等と指摘された。

D. 考察

本研究のゴールは、より多くの知的障害・発達障害児の QOL を低下させることなく成長するために、市区町村等における多領域・

多職種によるライフステージを通じて切れ目のない支援体制を構築するためのスタートアップマニュアルを作成することである。上記の研究 1・研究 2 の結果、ならびに令和 5 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業における「発達障害児とその家族の QOL を維持する市区町村の支援体制に関する調査研究」[1]、令和 6 年度の本研究成果[2]から、スタートアップマニュアル作成に向けての現時点の方向性を 2 点にまとめる。

（1）Q-SACCS に準じた整理を基本にする

本研究は、市区町村等における多領域・多職種によるライフステージを通じて切れ目のない支援体制を構築するためのスタートアップマニュアル作成を目的である。誕生から成人に至る 18 年間、様々な公的な福祉や教育等の資源を短期間で移り変わり活用することになる。また、地域による違いあるものの、障害の状況や家庭状況により活用するサービスは複数準備されており、実際、ほとんどの市区町村では多領域・多職種による支援を用意している。一方、子どもから大人への成長（その家族の変化も含む）をサポートする市区町村等の業務分掌は複数に細分化され、施策全体を把握し推進することが難しくなっている。

知的障害・発達障害のある子どもを支援する市区町村等の地域支援体制整備づくりについては、Q-SACCS を活用した地域診断の可視化が令和 3 年度より実施されている[3]。Q-SACCS を活用した地域診断の手法は、動画による事例を含めた WEB 配信、各市区町村等に出向いての講習会等が数多く行われたこともあり、多くの地域で普及している。昨年度の本研究におけるオンライン会議形式報告会においても 4 市が Q-SACCS に

よる診断をベースに支援施策を評価し、新たな施策検討を行っている。

した仕組みづくり」の4点から整理した(表4参照)。ここにあげたものに限らず、厚生

	乳児 学齢1-3歳 (年齢0-3歳)	インターフェイス 情報共有 (5 W1H)	幼児 学齢4-6歳 (年齢3-6歳)	インターフェイス 情報共有 (5 W1H)	小中学生 学齢7-14歳 (年齢6-14歳)	インターフェイス 情報共有 (5 W1H)	高校生年代 学齢15-18歳 (年齢14-18歳)	インターフェイス 情報共有 (5 W1H)	成人 学齢19歳以上
レベルⅠ 日常生活水準 (毎日)									
インターフェイス 情報共有 (5 W1H)									
レベルⅡ 専門的支援 (定期的)									
インターフェイス 情報共有 (5 W1H)									
レベルⅢ 医療的支援		・継続・		・継続・		・継続・		・継続・	

(図1) 本研究で検討するQ-SACCS記入シート案

本研究において、QOLを低下させることなく成長するライフステージ分けならびにその引き継ぎ、さらに多領域・多職種連携のあり方を市区町村等で検討する雛形は、原則Q-SACCS 記入シートを活用することが現実的である。なお、オリジナルのQ-SACCS 記入フォームから、ライフステージは乳児・幼児・小中学生等「学齢表記」に変更している(図1参照)。

(2) ライフステージごとの課題の整理

本研究において、令和6年度ならびに令和7年度に様々な地域の事例報告ならびに意見交換を元に、現時点の課題を「ライフステージ単位」「QOLを高めるための支援の質」「家族の協力とQOL」「基礎自治体を中心と

労働省が「発達障害者支援施策の概要」で整理している事業の中には市区町村等で有効な施策も存在する[4]。

しかし、市区町村等の規模や地域の現状から、すべての課題に早急に取り組むことが困難な場合が多いと想定される(例:市町村合併により新たな体制づくりに時間を要する等)。また、小規模の市町村では、近隣の市町村と協働で広域連携による体制整備をはじめた地域も存在する。発達障害児とその家族のQOLを維持する視点から、ガイドライン作成に向けて重視すべきポイントを5つにまとめた。

表4. ライフステージごとの課題の整理

1. ライフステージ単位の課題
①乳児：早期発見とフォローならびに診断前の支援 ● 法定母子検診の実施とその後のフォローのあり方 ● 専門医の診察待機待ち解消と診断前支援の標準化 ● 乳児についての在園する保育園等ならびに家族への相談体制 ● ペアレントメンターの人材養成と相談体制整備 ②幼児：特性に応じた配慮・支援と就学に向けての引継ぎ ● 巡回支援専門員ならびに保育所等訪問支援の質の統一 ● 相談支援の人材養成と計画相談の質の向上：セルフプランのサポート体制含む（配慮事項の共有） ● 重度知的障害・行動障害・医療的ケアを必要とする幼児の専門的支援・多職種連携（家族支援含む） ● 個別支援計画・サービス等利用計画と個別的教育支援計画等の引継ぎ ● 放課後等デイサービス（放課後児童クラブ）活用や通学支援の検討 ● ペアレントプログラムの実施と運営 ③小中学生：継続的なトライアングル支援体制の継続 ● 学齢単位で家庭・学校・福祉のトライアングル支援で成長を見守る ● 教科学習の補助と自己肯定感低下を予防するプログラムの計画 ● クラス替、担任交代、同年代の児童生徒との対人関係の質的变化 ● 自らの障害や特性を学び、必要とする配慮を理解する ● 本人と SC、SSW、相談支援専門員等との相談の場を活用 ● 自分に合った余暇活動を享受する ● 義務教育後の進路先の選択 ④高校生年代： ● 義務教育後のトライアングル支援と成人期への引継ぎ ● 就業体験と就労支援等による成人期以降の生活の適性をみつける ● セルフ・アドボカシーの学びと実践
2. QOL を高めるための支援の質と量（特に重篤な障害がある事例）
○ 活動・参加の促進や安定をもたらす配慮事項の分析 ○ 構造化された支援環境の構築や代替的コミュニケーション手段の獲得 ○ ショートステイ（緊急保護）、外出支援等サービスの継続利用
3. 家族の協力と QOL
○ 家族のレスパイトと地域のセーフティーネット構築 ○ 家族の就労支援や居住経済的支援との一体的な支援体制構築 ○ 家族等の任意団体の活動支援や自立支援協議会等への参加促進
4. 基礎自治体を中心とした仕組みづくり
○ 自立支援協議会（例：子ども部会）等において当事者・家族、サービス提供事業者、教育関係者、医療関係者、行政が継続的に地域課題に洗い出し議論する ○ 福祉・教育間等における情報共有を促進する共通シートないし引継情報の作成 ○ 不登校・引きこもり家庭等のアウトリーチ支援や継続的な相談体制の構築 ○ 児童施設入所・要対協事例における広域機関（児童相談所等）との連携 ○ 地域の共助型支援の団体等育成と協議

- ① 障害や診断の有無にかかわらず、「困り感」をベースに早期から支援につながる入口の一元化
- ② 乳幼児から成人期までのそれぞれの移行期にプライバシーの保護と必要な支援と情報が必ず引き継がれる標準フローの策定
- ③ 強度行動障害や医療的ケアなど思いニーズのある事例の緊急時の対応の保障と日常的な伴走支援の両輪を整える
- ④ サービス量ではなく本人と家族の暮らしやすさの視点から、特に必要となる合理的配慮の中身を継続的に見直す
- ⑤ 家族の就労維持やきょうだいを含む家庭全体の QOL 向上も市区町村等の目標として明示する

一方、令和5年度～7年度にわたり、全国の様々な地域の取組みの情報収集を試みてきたことにより、次年度のガイドライン作成に向けての困難さも明らかになってきている。特に以下に2点については、本研究だけで解決できるテーマではないが、ガイドライン作成に際して一定の編集方針を定める必要がある。

(1) 発達支援ニーズの急激な増加

3年間といった、非常に短期間の研究出会ったにもかかわらず、乳幼児健診後のフォロー対象児、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用児、思春期以降の集団生活不適応により精神科医療や特別支援教育の対象となる児童児は年々急増しており、そのニーズは大きく変わっているように思われる。実際、オンライン会議形式の研究会において、急激なニーズの多様化に対応することの難しさが報告されている。例えば、

今年度の研究会において、「児童クラブ等の放課後児童健全育成事業の対象年令終了の1年前に放課後等デイサービス利用を希望する事例が増えている」「児童を対象としたイベント(マルシェ)やこども食堂等の地域子ども・子育て支援を実施することから発達支援の事業を企画する」等、障害児福祉サービスのニーズが急増している現状がうかがわれる一方、「ペアレントメンターに参加する通常学級在籍児童・生徒の親のうち3人に2人は福祉サービス未利用である」と言ったサービスの潜在的ニーズの高さが想起される意見もある。発達支援のニーズの変化は、ほんの数年単位でも変化していることが想像される。

マクロな数字で確認すると、令和5年1月と令和8年1月における児童発達支援と放課後等デイサービスの合計利用数は、47.8万人から62.3万人と3年間で14.5万人(30.3%)増加している[5]。我が国の新生児数は、令和5年1年間で72.7万人、令和7年で70.6万人と減少傾向は継続している[6]。同時に、令和6年度より改正された児童福祉法では、児童の権利保障や家族支援・養育環境の改善を目指しており、こども家庭センターや児童発達支援センターの設置を市区町村が進めており、子どもとその家族の一次相談窓口設置ならびに障害等の早期発見・早期支援が強化されている。また、就業している親が子育てしやすい労働環境・雇用制度の整備や男女共同参画、育児に関係する経済的負担軽減等、最近の制度改正の影響も考えられる。

発達支援の対象が増え、年々新しいニーズのある子どもとその家族が、発達支援を希望している可能性が高まっている。この

様々なニーズの混在は、市区町村等における、緊急性の高い、あるいは将来のリスクの高い子どもや家族に対する資源の傾斜配置を難しくしている。

(2) 主観的な QOL 重視の視点

本研究では、様々な市区町村等において、「市区町村等が準備するサービスの十分な質・量が確保されているか」、「各サービスがその目的にマッチした運用がなされているか（人材養成、多職種・他機関連携、自治体の管理体制等）」について、市区町村や都道府県担当者、発達障害者支援センター等の広域事業者、教育委員会・特別支援教育関係者、障害児福祉サービス事業者、相談支援事業所、親の会等、様々な立場からの意見を集約整理してきた。また、当事者（ならびに家族）の主観的な指標が重視される QOL や幸福感について、間接的ではあるが、具体的な支援事例を通して収集してきた。しかし、先に記した通り、短期間で発達支援の利用希望は急増しており、そのニーズも十分整理できていない。次年度編集予定の市区町村等向けのスタートアップマニュアル作成に向け、最近重視されている主観的な QOL や幸福感の視点からの考察はほとんど手つかず状態である。他班の研究、特に子どもとその家族の主観的 QOL について調査を行っている、安達班、新澤班、内山班の成果を加味した検討が必要になってくる。

一方、強度行動障害者に対する地域における支援に長期間携わってきた事例について、令和7年度も複数の事例について情報収集を行っている。この長期的な事例からは、①状態像（行動障害の安定・憎悪）次第で両親（家族）の心理的負担感は急激に増加する、②状態像の変化はその時期の支援環

境が大きく影響する（予防的支援とは、配慮事項を長期間行うこと）、③状態像の変化が大きいため、家族が将来の見通しが持てないことも心理的負担の大きな要因のひとつであることがわかっている[2]。強度行動障害者本人の主観的な幸福感等についての調査はできていなが、両親にとっては、家庭から居住サービスに移行するまで、状態像の変化による心理的負担感から解放されることはない。

強度行動障害だけでなく、医療的ケア等による長時間の見守り・介護を必要とする事例、学校等への不登校が継続するだけでなく食事・排泄、衛生面の管理といった基本的生活習慣が大きく崩れている事例、被虐待など家庭における養育環境が劣悪である事例、少年法上の更生が必要あるいはそれに類する事例等、発達支援の視点から早期に介入あるいは伴走が必要な事例も少ないながら存在する。このような事例に対する、主観的な QOL をどのように考えるかも、次年度の課題として残る。

E. 結論

F. 健康危険情報

特記すべき事項なし

G. 研究発表

1. 論文発表なし
2. 学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

I. 引用・参考文献

- [1] こども家庭庁 子ども・子育て支援等推進調査研究事業：発達障害児とその家族のQOLを維持する市区町村の支援体制に関する調査研究（公益社団法人日本発達障害連盟），https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/660cb68b-a5d8-4ca1-bf5b-da4a66838145/00ec1eba/20241015_policies_kosodatehien_chousa_suishinchosa_r05-01_h35.pdf（令和8年5月25日参照）
- [2] 厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）：知的障害・発達障害児とその家族のQOLを維持する支援体制整備に向けた研究-令和6年度総括研究報告書（研究代表者：橋本創一），2025.
- [3] 厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）：地域特性に応じた発達障害児の多領域連携における支援体制整備に向けた研究-令和3年～令和4年度総合研究報告書（研究代表者：本田秀夫），2023.
- [4] 厚生労働省：発達障害者支援策の概要，https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hattatsu/gaiyo.html（令和8年5月25日参照）
- [5] 厚生労働省：障害福祉サービス、障害児給付費等の利用状況について. <https://www.mhlw.go.jp/content/001699825.pdf>.（令和8年5月25日参照）
- [6] 厚生労働省：令和6年（2024）人口動態統計月報年計（概数）の概況. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai24/d1/gaikyouR6.pdf>（令和8年5月25日参照）